

競争市場下における放送メディアの変容 —イギリスのばあい—

小林 宏 一

はじめに

イギリスの放送界は、ここ数年、『1990年放送法』の制定による地上系テレビ放送の再編、二大衛星放送会社の合併、ケーブルテレビを介した電話サービスの規制緩和といった動向に象徴されるように、大きな変容を示してきたといえる。本稿は、こうした動向を追うなかから、同国における放送事業の構造変動が何をもたらそうとしているのかを明らかにすることをめざすものである。

1 地上系放送における動向

イギリスの商業テレビ・ラジオ放送を管轄するITC (Independent Television Commission) は、1991年10月、過去36年間にわたり続いてきたITV体制を新たにチャンネル3とよばれる放送システムへと移行するにあたり—「1990年放送法」にもとづき—始めて採用された競争入札制による免許付与を行った。この結果、既存ITV系放送事業者16社のうち4社がライセンスの更新をうけることに失敗し、1992年12月末日をもって放送活動を停止されることになった。免許を喪失した放送事業者と新たに免許を付与された放送事業者は以下のとおりである。

免許喪失事業者

新規免許獲得事業者

- 1) イギリス南部地区: TVS (Television South) → Meridian Broadcasting
- 2) ロンドン地区 (平日): Thames TV → Carlton Television
- 3) ロンドン地区 (平日朝): TV-am → Sunrise
- 4) イギリス西南部地区: TSW → Westcounty TV
(Television South West)

ITCのこの決定は、当初、より多くの既存放送事業者が免許を失うのではないかと予想されていたところから、結果的には穏やかなものにとどまり「変化は求めるが、あまりに過激なことではない」というイギリス特有のバランス感覚を反映したものだとの評価が一方で下されているものの、以下に述べる諸点において、イギリスの放送界の今後に対し、構造的な、また、錯綜したインパクトを及ぼすものになると予想される。

- 1) 当初、フランチャイズ付与は競争入札手続きのみで決定されるかに思われていたのに対し、ITCは「質に関する敷居 (quality threshold)」を設定し、これを満たすに足る財政的、技術的能力を持つと判断されない限り、いかに高額の入札価格を提示してもフランチャイズは与えないとした。事実、フランチャイズを失った4社のうち、テレビ・サウスとテレビジョン・サウスウエストは、競合事業者より高額の入札価格を提示したにもかかわらず、フランチャイズを獲得し得ずに終わっている。これに対し、テムズ・テレビとTV-amは、より高額の入札価格を提示した事業体に敗れている。また、大手の既存放送事業者であるロンドン・ウィークエンド・テレビとグラナダ・テレビは、当該地区で新規参入を狙った事業者が上記「敷居」を満足し得ないとITCが判断したことから、それぞれ759万ポンド、900万ポンドという予想外の安値で落札に成功している。
- 2) これまで、ITVの一翼をになう一方、ITVで放映される番組の制作部門で最大手の会社であった上記テムズ・テレビは3270万ポンドの入札価格を提示したものの、4320万ポンドとより高額の入札価格を提示したカールトン・コミュニケーションズ社に敗れている。この結果がもたらす大きな意味は—「フィナンシャル・タイムズ」紙が指摘するように¹⁾—「放送事業者にして番組製作者 (broadcaster-producer)」であったテムズ・テレビに代わりチャンネル3の中核的事業主体となるカールトンが「出版事業者出の放送事業者 (publisher-broadcaster)」であることから、みずから番組制作事業に新規に乗り出すということは考えられず、ニュースを除く大半の番組を外部の独立系プロダクションに外注する可能性が強

いということである。^{注2}同じことは、ロンドン地区のフランチャイズ争いでTV-amに勝った—新聞・出版グループのメレディアンが主体を成す—サンライズについてもいえる。

この結果、サッチャー政権時代以来、熱心な政策的取り組みがなされながら、ITVの消極的姿勢により必ずしも順調に進展していなかった独立系プロダクションへの番組発注が一挙に促進される可能性が出てくるとともに、これまたサッチャー政権がいわば目の敵としていたITV系列番組制作会社の「非効率的」な—専任スタッフによる自社スタジオ・ベースの—番組制作体制が退潮していくことが予想されている。

- 3) しかしその一方で、奇妙なことに、テムズ・テレビとならんでITVの主要番組制作主体であるとともに放送事業者であり、新しい商業放送体系に対し批判的であったグラナダ・テレビとロンドン・ウィークエンド・テレビ(LWT)は、それぞれ破格の入札価格(それぞれ900万ポンドと785万ポンド^{注3})で落札に成功している。^{注4}

このように見てくると、テムズ・テレビの敗北の裏には、すでに完了しているハード(送信サービス)とソフト(放送サービス)の分離に加え、さらに後者を放送事業と番組制作事業とに再分離し、市場の更なる多元化、競争市場化を図ろうとするとする放送政策主体の意図を見てとることができる。今後、カールトン・テレビジョン、メレディアン・ブロードキャスティングといった新規免許獲得事業者は、外部プロダクションへの大幅な番組外注、アメリカを主体とした外国製番組の購入、共同制作/プレセール、また、スポンサー/パートナー番組の積極導入等により、合理化の実を上げる道を歩むものとみられている。しかし、その一方で、上記方向への移行を図る方針が貫かれたかといえばそうではなく、グラナダ・テレビとロンドン・ウィークエンド・テレビ(LWT)の存続を認めているという点に政策主体の恣意性もまた色濃く認められるのである。

免許を失った4つの放送事業者は、放送事業者から番組プロダクション会社へという道を歩む可能性が強いが、これらの4局の中でもっとも規模の大きいテムズ・テレビを除けば、他の3者のイギリス放送界における地位は極めて限定されたものにとどまるとみられる。一方、同国の商業放送界において主導的な役割

を果たしてきたテムズ・テレビは、1994年導入が予定されている新しい全国商業テレビ・チャンネルであるチャンネル5の新規免許の申請に参加することも予想されているが、当面は、BBCと米コックス・エンタプライズとの共同事業として、ケーブルテレビ向け娯楽番組専門のUK GOLD（出資比率は、コックス：65/テムズ：20/BBC：15）を92年秋より開始している。このサービスはテムズ・テレビとBBCの番組ライブラリーに保有されている既放映番組を主体とし、ルクセンブルグの—アストラ衛星を介して提供されている。

2 衛星放送の動向

2-1 イギリスにおける衛星放送事業の展開

DBS分野において当初先行した独仏に対し、一度DBS構想が放棄されたイギリスでは、機器メーカー／レンタル事業を活性化させると同時に3チャンネルの良質な番組により放送事業の競争化を促進したいとする政府が、1986年に入り再度、新規のフランチャイズ申請を受け付け1986年12月、BSB（The British Satellite Broadcasting）に対しフランチャイズが賦与されている。しかし、BSBが事業化に向かったの活動を続けているさなかの1988年夏、R.マードックがルクセンブルグの非DBS系衛星のアストラを介した直接衛星放送計画、SkyTV構想を発表し、積極的な事業化計画を押し進めるたことによって、同国の衛星放送事業は当初予想されなかった展開をとげるに至った。

〔BSBの事業構想の概要と当初の動向〕

イギリスにおいて3チャンネルのDBSサービスを提供すべく、1987年12月、IBAから免許を得たBSBは、その後積極的に事業化を進め、1989年8月、マクダネル・ダグラス社のデルタ・ロケットにより予定通り1号衛星（Marcopolo 1）も打ち上げられたが、その一方で—ECがDBS放送の伝送方式として加盟国に義務付けた—D-MAC用マイクロチップの開発・生産の遅れにより受信装置の供給態勢が整わなかったこともあって、サービスが開始されたのは当初の予定より6か月遅れの90年3月となった。

BSBは、当初、免許を受けた3チャンネルで、総合娯楽番組サービスのギャラクシー (Galaxy)、ニュースを主体にスポーツやライブ音楽番組で編成されるナウ (Now)、そして、ペイ・テレビ・サービスのザ・ムービー・チャンネル (The Movie Channel) を提供することにしていました。しかし、BSBの事業が軌道に乗るまで凍結されることになっていた (イギリスに割り当てられている) DBSの残り2チャンネルについても早急に免許付与が行われることになり、89年前半に進められた免許の追加付与過程で、BSBが他の競願2社に勝ち、当の2チャンネルを確保したことから、BSBは、スポーツ番組サービスを独立させてスポーツ・チャンネルとしたほかさらにロックを中心とする音楽番組サービスのパワー・ステーションを加え、サービス開始当初より5チャンネル体制をとったのである。

〔Sky TV構想の台頭とその事業展開〕

ルパート・マードック率いるニュース・インターナショナル社 (NI: News International) は、1988年7月、ルクセンブルグSESから、アストラ衛星のトランスポンダ6本のリース契約を結び、6チャンネル体制でイギリス市場を主ターゲットとする直接受信型衛星放送サービス、SkyTVを提供するとの構想を明らかにした。この構想が発表された時、イギリスのみならずヨーロッパの放送業界が当惑させられたことは、マードックが伝送方式としてPAL方式を採用したことであった。

当時、「将来、直接衛星放送事業者となるものは、Macグループの伝送方式を採用しなければならない」とする『テレビ伝送方式に関するEC指令』(1986年) もあり (この点については後述する)、また、ペイテレビ・サービスを盗視聴からプロテクトするばあいMacグループの諸方式が効果的とされたこともあって、直接衛星放送サービスの提供を目論む事業者のうち、イギリスの市場をめざす事業者 (具体的にはBSB) はD-Macを、大陸諸国の事業者はD2-Macをそれぞれ採用することが当然視されていただけに、本来のDBSではないアストラ衛星には上記『指令』が適用されないとはいえ、マードックがPAL方式を採用したことは、—ある雑誌の表現を借りれば—「モーゼが紅海を切り裂いた」ようなものだった。

マードックがこの方式を採用した大きな理由としては、

- 1) Mac 諸方式の受信装置に必要な集積回路の開発が遅れていることから量産体制が整わず、結果として速やかな機器の供給に不安が残り、しかも販売価格も高くなることが予想されるのに対し、既存のPAL方式なら特別の開発努力も要らず、機器のコストも低く抑えられることから、供給体制を早急に整えてイギリスの商業放送市場に先行して参入できるという判断があった。
- 2) それに加え、マードックは、当初、映画チャンネルをペイ・サービスとしてではなく、多少とも古い映画により編成したアド・サポートド形態のサービスとして構想していたことからもうかがえるように、ペイテレビ・サービスをそれほど重視していなかった。

という二点が上げられよう。

そして、その後のSkyTVおよびBSBの事業展開の帰趨からみて、マードックのこの決定はきわめて賢明なものだったといえる。すなわち、この決定を契機としてアストラ衛星の他のユーザーのほとんどがなし崩し的にPAL方式の採用に踏み切るところとなり、MAC方式の機器供給が挫折したこともあいまって、現在ではMac方式そのものに対するヨーロッパ放送界の取り組みを冷却させる結果をもたらしたのである。

SkyTVは、当初、リースした4本のトランスポンダそれぞれを使い、ベーシック・サービスのスカイ・チャンネル (Sky Channel: 現在はスカイ・ワン)、スカイ・ニュース (Sky News)、ユーロスポーツ (Eurosports)、ペイ・サービスのスカイ・ムービーズ (Sky Movies) 4サービスを提供すべく準備を進めていたが、その後、さらに2本のトランスポンダを確保し、第5のサービスとして米ディズニー・プロダクションとの共同事業で進められるペイテレビ・サービス、ディズニー・チャンネル (Disney Channel) を、さらに第6のサービスとして文化番組サービス、スカイ・アート (Sky Art) を加えるとの計画を明らかにした。しかし、これら二つのサービス構想のうち、ディズニー・チャンネルは、事業具体化の過程でスカイとディズニー両者の意見の食い違いが鮮明となり、88年11月の構想発表後わずか6か月で瓦解するに至った。また、スカイ・アートも

「事業化の見通しが立たない」との判断で途中で計画が放棄されている。この結果、サービス開始時のSkyTVのサービス・ラインナップは、ほぼ当初の構想通り、4チャンネルとなった。

2-2 BSkyBへの合併とその後1年間の事業展開

R.マードックが、アストラ衛星によりイギリス向け直接衛星放送、SkyTVを開始すると発表したのが1988年7月、それからわずか半年後の89年2月に、SkyTVはいち早く4チャンネルのサービスを開始している。これに対し、1986年に免許を付与され、SkyTVより数年早く事業化に乗り出したはずのBSBは、SkyTVに遅れること約1年後の1990年3月25日、まず、ペイテレビ・サービスのムービー・チャンネルのみをケーブルテレビおよびSMATV向けに送信し、残り4チャンネルを続く1週間のうちに相次いで開始、さらに直接受信世帯を対象とする送信を4月29日に開始している。

ところが、それからわずか半年後の1990年11月4日、SkyTVとBSBは、突如、両社が合併し、BSkyBという名称の新会社を設立すると発表した。この合併は、実質的には、MAC方式の受信装置の供給遅れによる受信世帯の伸び悩み（合併時点での受信世帯数は約20万世帯）と莫大な借入金をかかえ、深刻な経営危機に陥っていたBSBをSkyTVが吸収合併するという色彩の濃いものであったが、SkyTV側も親会社のニュース・インターナショナル社が莫大な借入金により経営を圧迫されていたこともまた事実であり、両者とも共倒れを回避するためには不可避の企業行動だったといえる。

しかし、合併発表の直前まで秘密裏に交渉が進められ、他ならぬBSBの免許付与機関である当時のIBAにさえ何らの事前通告もなかったことから、当のIBAをはじめ、公正取引局（Office of Fair Trading）、さらには公正取引委員会（Monopolies and Mergers Commission）がどのような行動に出るか注目されていたが、マードックとサッチャー保守党政権との従来からの良好な関係が反映してか、放送法制上も、また、独禁法がらみでもとりたてて問題とされることなく現在に至っている。

BSkyBは、1991年4月より、総合編成の娯楽番組サービス（「スカイ・ワン」）、

スポーツ番組サービス（「スカイ・スポーツ」）、ニュース番組サービス（「スカイ・ニュース」）、さらに2チャンネルのpayテレビ・サービス（「ザ・ムービー・チャンネル」／「スカイ・ムービー・プラス」）の合計5チャンネル体制で新規サービスを開始し、さらに、10月より、延べ1000時間分におよぶBBCの再放送番組を中心に編成される「コメディ・チャンネル」を第6番目のサービスとして提供開始している。

ところで、BSkyBは、92年3月、SkyTVとBSBの合併以来始めて週間業績データを公表した。このデータには、payテレビ・サービス収入の伸び、また経常支出の削減状況等、アナリスト達の求めていたデータが含まれており、これにより、アナリスト達は、BSkyBがとりあえず当面の経営危機を脱したと判断している。

公表されたデータによれば、二つのpayテレビ・サービスの週間当たりの収益は380万ポンド（合併時は120万ポンド）、人件費は合併当時の650万ポンドから180万ポンドへと大幅に削減されている。この人件費の大幅削減は、かつてBSBが抱えていた番組／映画プロダクション部門を解体することにより、職員を3500人から一挙に1000人に削減したことが、大きく寄与している。現在BSkyBは、毎週280万ポンドの借入金返済に追われているが、週間当たりの収益も10万ポンドとそれなりのレベルに達している。

2-3 イギリスにおけるDTHの普及動向

91年のクリスマス商戦のなか、12月の衛星放送受信装置の設置件数は11万6000件を記録し、総設置台数は200万台の大台に達している。その後の設置状況も概ね順調で、92年9月末の推定設置台数は258万台、これにケーブルテレビを介した視聴世帯52万世帯を加算すると、BSkyBの視聴可能世帯は310万となるが、これは7世帯に1台の普及度にあたる。イギリス衛星放送受信世帯の調査を当初より手がけているContinental Research社によれば、直接衛星放送受信装置の設置は1996年にピークを迎え、総設置台数は680万となる。また、2001年の総設置台数は725万となるのに対し、ケーブルテレビを介して衛星放送を受信する世帯は315万程度になると予測されている。

3 ケーブルテレビの諸動向

3-1 ケーブルテレビ事業の現況 (1) 普及動向

イギリスのケーブルテレビの普及現況は、図表-1に見るとおりである。1991年1月に施行された新放送法により、イギリスのケーブルテレビ行政はITCに移管されているが、これに先立ち、旧行政体のケーブル・オーソリティがフランチャイズ賦与作業を精力的に進めた結果、1990年末までに全英135地区（敷設対象世帯1450万世帯）についてフランチャイズが与えられている。フランチャイズを得た事業者についてみると北米のMSO（複数ケーブルテレビの所有・運用事業者）や電話会社等が目立ち、敷設計画にみる総投資額の8ないし9割がこれら北米資本によるものとなっていた。しかし、これら北米資本のうち、中規模のケーブルテレビ事業者の多くはその後におけるアメリカの景気低迷もあってイギリス市場から撤退しており、7つの地域ベル運用会社（RBOC）およびTCI/UAEといったアメリカの大手MSO、さらにはカナダのVideotron、CUC Cablevisionといったところが、依然として同国のケーブルテレビ事業への参入意欲をもっており、以下にみるケーブルテレビ事業者による電気通信サービス提供に関する規則緩和と相まって、事業化の動きにはずみがつく可能性も残されている。

図表-1 英ケーブルテレビの普及概況

	10ct91	1Jul91	10ct90
既運用システム数	44	37	25
広帯域システムにおける接続可能世帯	1,168,	1,016,	705,363
広帯域システムの接続世帯	220,728	191,610	116,759
平均接続率	18.9%	18.9%	16.6%
ペイ/ペーシック比	114%	108%	99%
ケーブル接続可能総世帯数(広帯域/狭帯域ケーブル合計)	2,137,	2,096,	1,756,
ケーブル接続総世帯数(広帯域/狭帯域ケーブル合計)	444,880	429,577	371,102
平均接続率(広帯域/狭帯域ケーブル合計)	20.8%	20.5%	21.1%

3-2 ケーブルテレビ事業の現況 (2) 番組供給事業の現況

図表-2は、イギリスのケーブルテレビを介して提供されている番組サービスと、その視聴世帯数を示したものである。この表からは、1) BSkyBの諸ケーブルがケーブルテレビのサービスの支柱となっており、それに対し、ケーブルテレビ独自の番組サービスが質・量ともに不十分な現状にあること、2) 番組内容の多元化・専門化は、Discovery Channel、Lifestyle、Landscape Channel、そして在英インド人向けのIndra Dhnushといったいくつかのチャンネルがそのような傾向を示すものとして認められるものの、未だその緒についたばかりといってよい段階にある。

図表-2 英ケーブルテレビにおけるサービスと視聴世帯数

	A. 狭帯域/広帯域 ケーブルシステム両者 視聴可能世帯	B. 広帯域ケーブルシステム に於ける視聴可能世帯	A/B
Total	444,880	220,728	49.6 %
Sky One	438,158	218,805	49.9 %
Sky News	345,725	217,382	62.9 %
Sky Sports	309,463	191,589	61.9 %
Children's Channel	295,430	201,989	68.4 %
MTV Europe	267,140	193,443	72.4 %
Super Channel	223,659	203,411	90.0 %
Eurosport	221,623	205,300	92.6 %
Discobvery	219,933	196,186	89.2 %
Lifestyle	219,916	196,590	89.4 %
Sky Mobics Plus	216,258	138,304	63.6 %
Screensport	212,237	188,532	88.8 %
CNNInternational	189,436	178,171	94.1 %
Bravo	175,042	165,335	94.5 %
Landscape	129,993	126,080	97.0 %
The Movie Channel	94,083	78,069	83.0 %
Cable Jukebox	66,354	66,354	100.0 %
HMC	36,720	34,622	94.3 %
Indra Dhnush	10,534	10,534	100.0 %

4 ケーブルテレビを介した電気通信事業の展開

4-1 ケーブルテレビを介した電気通信サービスの認可

イギリスにおいては、『1984年ケーブル・放送法』および『1984年電気通信法』によりケーブルテレビ事業と電気通信（音声／データ通信）事業との相互参入が認められているが、参入に関わる主な規制項目としては、

- 1) まず、フランチャイズを獲得した全てのケーブルテレビ事業者は、『1984年ケーブル／放送法』に基づくケーブル・ライセンスをケーブル・オーソリティ（CA）から受けるとともに、『1984年通信法』に基づくテレコミュニケーション・ライセンス—それは、当該ケーブルテレビ・システムが所定の技術規格を満たしているか否かに関わる施設免許として、電気通信庁（OFTEL:Office of Telecommunications）長官との協議のうえで、通商産業大臣により交付される—を受けなければならない、
- 2) ケーブルテレビ事業者による電気通信サービスは、ローカル（フランチャイズ内）サービスのみとする、また、公衆電気通信事業者（PTO:Public Telecommunications Operators）としての義務規定を遵守しなければならない、
- 3) フランチャイズ・エリアを越える、越えないに関わらず、交換網を介した音声電話サービスを提供するばあいは、BTないしマーキュリーと必ず提携しなければならない
- 4) BTもケーブルテレビ事業に参入できるが、その場合は、ケーブルテレビ・システムに関わる伝送路は既存の電気通信回線とは別系統のものとして、新たに敷設しなければならない、

といった一事業化を抑止する方向での一諸項目があげられる。

さらに、当初、イギリスの広帯域ケーブルテレビのフランチャイズ付与にあたっては、電気通信サービスの提供を前提とし交換機能を有したシステムのみフランチャイズを与えるとの方針が打ち出されたが、この方針がケーブルテレビそのものの事業化を阻害するとの声が高まったことから、事業化当初よりシステムに交換機能を持たせる必要はなく、樹枝状システムから事業を開始し

てよいとの方針変更がなされている。この結果、上記条件のもとで実際の電気通信サービスを提供したのは、Windsor、Camden、Tower Hamletの三地域の事業者のみで、サービス内容・規模も極めて限定されたものとなっていた。

ところが、1989年秋から90年にかけて、通商産業省によりイギリスの現行電気通信秩序の根幹をなすBTとマーキュリーとの複占体制の見直しが始まり、イギリスのケーブルテレビ業界団体であるCTA（Cable Television Association）は、90年4月、ケーブルテレビによる電気通信サービスの今後の在り方をめぐり、よりいっそうの規制緩和を求める意見書を通商産業省およびOFTELに提出している。

一方、複占体制のもとでの中核的存在であるBTは、ケーブルテレビ事業への参入を認められた早い段階から、同事業に参入し、いくつかのケーブル・フランチャイズを獲得するとともに、ケーブルテレビ事業を活性化させるためには番組ソフトの充実が必要だとの見地から、MTV Europe、Home Video Network、Premiere、Children's Channelといったケーブルテレビ向け番組サービス会社に相次いで資本参加している。

しかし、

- 1) BTの消極的なマーケティング活動のせいもあって、自らが所有する各ケーブル・フランチャイズの業績が低迷したこと、
- 2) 89年秋に開始された、BT/マーキュリーの複占化見直し作業のなかで、BTのケーブルテレビ事業参入に対する規制がこれ以上緩和される可能性は少ないと予想される、

等の諸点を勘案したBTは、1989年秋よりケーブルテレビ戦略の全面的見直し作業を開始し、90年春、当該事業からのほぼ全面的な撤退を決め、番組供給会社の自社保有株の売却、ケーブルテレビ・フランチャイズの売却を開始している。

4-2 「白書」が打ち出した電気通信サービスの自由化方針

こうしたなかで、英通商産業省は、91年3月、『競争と選択：1990年代の電気通信政策』と題した「白書」を公表し、BTとマーキュリーとの複占体制の廃

止を基調とする電気通信事業の自由化方針を打ち出すとともに、その一環として、ケーブルテレビ事業者の電気通信サービスへの参入に関し、以下のような一層の規制緩和方針を明らかにした。

- 1) ケーブルテレビ事業者は、他の事業者と同様、長距離固定回線サービス免許を申請し、相互接続を図ることができる、
- 2) ケーブルテレビ事業者は、所有者の異なるばあいでも、隣接するフランチャイズを相互接続できる、
- 3) ケーブルテレビ事業者は、今後、BTおよびマーキュリーと提携せずとも、自らの判断において音声電話サービスを提供することが出来る、
- 4) ケーブルテレビ事業者は、また、従来BTおよびマーキュリーと提携してのみ提供することのできた、ロンドン、バーミンガム、マンチェスター3地区におけるデータ通信サービスを独自に提供することができる、
- 5) ケーブルテレビ事業者は、自らのフランチャイズ内において電話サービスを提供するばあいはOFTELの認可を要しない、
- 6) BT（およびその他の全国的公衆電気通信事業者—PTO）は、少なくとも今後10年間、自らの電話回線を介して娯楽サービスを提供してはならない。10年後については、このルールを撤廃したほうが電気通信分野でのより効果的な競争を生み出すとのOFTELが提言したばあいに限り、政府は再検討する。
- 7) BT（およびその他の全国的公衆電気通信事業者—PTO）は、今後10年間にわたり、自らの電話回線を介して娯楽サービスを伝送してはならない。ただし、このルールを撤廃したほうが電気通信分野でのより効果的な競争を生み出すとのOFTELが提言したばあい、政府は7年後に現在の見解を再検討する用意がある。
- 8) 新規の電話サービス事業者については、原則として、娯楽番組サービスの提供が認められるが、放送法上の免許を要しないSMATVシステムの運用は認めない。
- 9) 全国的公衆電気通信事業者は、1994年4月以降、その時点において他の事業者に免許が付与されていない地域ならどこでも、ローカル・デリバ

リー・サービスの免許申請を自ら行うことができるものとするが、それ以前には、当該事業者の子会社や系列会社のみが免許申請できる。

10) イコール・アクセスの原則はできるだけ早急に導入さるべきである。

「白書」において打ち出された以上のような諸方針は、ケーブルテレビ事業者の電気通信事業への参入への道を大きく広めたものといえ、ケーブルテレビ業界は、この方針を歓迎している。

4-3 「白書」以降の動向

上記白書の公刊以降、ケーブルテレビによる電話サービスの提供をめぐり、ケーブルテレビ業界にとって有利となる政策的動きがふたつあった。すなわち、そのひとつは、ケーブルテレビ側の運用する電話回線とBTの交換網とを相互接続するにあたり、ケーブルテレビ側は電話サービス市場において一定のシェアを確保するまで、アクセスチャージの支払いを条件付きで免除するというOFTELの方針決定（1991年8月）であり、いまひとつは、1992年2月、OFTELの刊行した『BTの料金規制』と題する一諮問報告書において、（ケーブルテレビが関わる）ローカル電話市場をより競争的なものとするため、1) BTの料金をプライス・キャップ方式により1993年以降も規制する。2) BTと他の電話事業者との間では公正かつ公明な相互接続契約が結ばれるべきだ。

との方針が打ち出されたことであった。

こうした行政側の方針は、いずれもケーブルテレビ業界の電気通信サービス提供を勢いづけるものである。ある民間調査機関の予測によれば、紀元2000年時点におけるケーブルテレビ総収益に占める電話サービス収入のシェアは40パーセントに達するとされており、同国のケーブルテレビが上記予測とおりの成長を遂げていくとすれば、同国のケーブルテレビ事業は他の国に見られない事業特質を有することになり、将来におけるISDN導入に対しても少なからぬ影響を及ぼすことになろう。

本論文は成城大学特別研究費に基づく研究成果としてまとめたものである。

注1 Financial Times Weekend, October 19/October20,1991.

注2 ちなみに、テレビ・サウスに代わり新たなフランチャイズ保有者となったメレディアン・プロードキャスティング社も同じカテゴリーの"publisher-broadcaster"である。

注3 これに対し、グラナダと競願関係となったノース・ウエスト・テレビジョンが提示入札価格は3530万ポンド、LWTと競合したロンドン・インデペンデント・テレビジョンの入札価格は3540万ポンドであった。

注4 しかし、新フランチャイズを獲得してから4か月を経た92年2月、グラナダ・テレビの取締役会長で、ITVの公共的性格を強調するスポークスマンの役割を果たしてきたデービッド・プロウライト氏が、新しい放送体制への対処—具体的には番組制作におけるより一層の採算性追及—を求める親会社のグラナダ・グループと対立して退陣している。